

[燕市 建築基準法第43条第2項第二号 許可申請]

R6年12月

燕市役所 営繕建築課 建築指導チーム
TEL 0256-77-8282(直通)

建築基準法第42条(道路の定義)・43条関係(敷地等と道路との関係)の条件を満たさない場合、建築することができません。しかし、一定の基準を満たしている場合には、許可を受ける事により建築可能になります。

例: 4m未満の農道・赤道・私道に接している場合等

建築基準法 第43条(敷地等と道路の関係) 抜粋

第1項 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ)に2メートル以上接しなければならない。

一・二(略)

第2項 前項の規定では、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 (略)

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの → **許可制度**
(包括的同意基準に適合するものは包括的に同意を受けたものとして建築審査会の同意を省略できます。)

1. [建築基準法第43条第2項第二号許可申請]

※不明な点は、三条地域振興局 建築課(tel 0256-36-2319)に相談して下さい。

※事前調査 : 道の通行に際し承諾の必要、不要を確認ください。

① 事前協議書

※ 燕市営繕建築課経由 三条地域振興局建築課に提出

【提出書類】 事前協議書

委任状(書式は任意とする。)

付近見取図・配置図・平面図・立面図

道路と敷地の関係を記した図面
(市道等建築基準法上の道路の幅員、前面道路(通路)の幅員、建築基準法上の道路から敷地までの距離)

【提出部数】 正:1部、副:2部 計:3部

事前協議結果通知書により、「イ.ロ.許可申請に進む」の指示が出たら
(許可申請不要の場合 2. [建築確認申請] へ)

② 許可申請書

※ 燕市営繕建築課経由 三条地域振興局建築課に提出

【提出書類】 許可申請書(第一面～第三面)

委任状(事前協議書添付委任状コピーで可)

申請理由書(下記参照)

用途地域図(用途地域のある場合はカラーとする。)

設計図書一式

(付近見取図・配置図・平面図・2面以上の立面図・2面以上の断面図等)

道路と敷地の関係を記した図面
(市道等建築基準法上の道路の幅員、前面道路(通路)の幅員、建築基準法上の道路から敷地までの距離)

事前協議結果通知書(写)

同意書・許可書(国有水面の許可書等)のコピー

その他必要書類(更正図の写し等)

【提出部数】 正:1部、副:3部 計:4部

【手数料】 ¥33,000- (新潟県収入証紙を貼付/三条地域振興局での事前決済/新潟県電子申請システム のいずれか)

申請理由書 記入内容 (A4サイズ 書式自由)

三条地域振興局長 様

申 請 理 由 書

申請理由(内容について十分にわかるよう具体的に記載)

例: 専用住宅を新築するにあたり、前面道路幅員が2.7mの市道であり建築基準法の接道を満たさないため、建築基準法第43条第2項第二号の許可を受けたく申請します。

地名地番 燕市〇〇字△△ □□番地

主要用途 例: 木造2階建て 専用住宅 新築

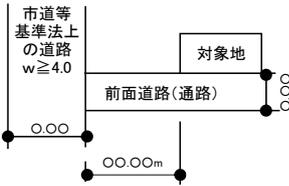
令和〇年〇月〇日

申請者: 住所

氏名

印

例



様式のダウンロード先

新潟県ホームページ

↳ 組織別

↳ 土木部都市局建築住宅課

↳ 申請様式集

↳ 許可申請関連

第43号様式 許可申請書

2. [建築確認申請]

許可申請が終了し、許可書が発行された場合
または、事前協議等により許可申請が不要の場合 } ⇒ 建築確認申請手続きに進む
※建築確認申請書(第3面)【14.許可・認定等】欄に、許可番号、許可年月日を記入し、
許可書の写しを添付して下さい。